

物忘れセミナー

認知症に関わる法律問題 ～民事・家事・刑事の諸事例から学ぶ～

弁護士法人おうみ法律事務所
弁護士 中村 明宏
(滋賀弁護士会所属)

認知症とは？

脳の神経細胞が破壊されることによって、記憶障害、判断力の低下などの症状が現れる状態？



医学的な定義はともかく、認知症によって、

- ・ 通常の生活が困難になる。
- ・ 財産の維持管理が困難になる。
- ・ 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害に遭う可能性が高まる。

などの問題が生じてくる。

通常的生活が困難になった場合

認知症患者の身のまわりの世話のため、
親族が同居して世話をする
介護などのサービスを受ける
施設に入所する
などの対応が考えられる。



親族がいない場合は？
同居が困難な場合は？
親族間に争いがある場合は？

財産管理が困難になった場合

認知症患者の財産管理のため、
親族が同居して管理する
親族が通帳や権利証などの財産を預かって
管理する
などの対応が考えられる。



親族がいない場合は？
同居が困難な場合は？
親族間に争いがある場合は？

親族が同居すれば問題ない？

親族が同居して財産を管理し犯罪被害に遭わないように見張れば全く問題ないといえるか？



- 本来，本人の財産は本人が管理すべき。
- 相続で争いになるケースもある・・・。
- 推定される法定相続人間で争いがないければ・・・。
 - ①（配偶者＋）子
 - ②（配偶者＋）親
 - ③（配偶者＋）兄弟姉妹

本人の財産管理を代行する場合

- 署名押印を代わりにすると、文書偽造罪が成立する可能性もある。
- 本人の意思に基づいてした証拠を残しておく。
- 預貯金を引き出したり解約したりした場合は、記録を残しておく。
- 医療サービスや物品購入にかかる領収書を残しておく。

相続で争いになる場合

- 遺言書があっても法定遺留分が残る。
- 相続人間の不公平を解消するための特別受益と寄与分。
- 被相続人の判断能力が低下してから財産を管理していた相続人が横領を疑われる。

遺言書とは

自筆証書遺言

・・・遺言者が全文，日付を自書し，署名押印。

秘密証書遺言

・・・遺言書が署名押印し，封紙に公証人らが署名押印。

公正証書遺言

・・・遺言者が口頭で述べた内容について公証人が作成。

最高裁平成6年3月13日判決

自筆証書遺言について、「本件遺言は、老人性痴呆症で意思能力の欠如している（遺言者）に上告人が下書きを見せて書き写させて作成したもので無効であるとした原審の認定判断」を、「原判決挙示の証拠関係に照らして、正当として是認することができ・・・」と判断した。

東京地裁平成29年4月25日判決

秘密証書遺言について，裁判所は，署名は遺言者本人によるものと認めましたが，「遺言作成当時，遺言者が進行した認知症にあり，その理解及び判断能力が著しく損なわれていた状態にあったということ」を前提に考えると，本件のような複雑な内容及び法的効果について理解することができる状態になかった」などとして，遺言能力は欠けていたと判断して遺言を無効とした。

東京高裁平成29年8月27日判決

公正証書遺言について、「公証人が作成した遺言案は、公証人が被相続人の意思を忖度、整理し、内容を補充して作成したと考えられる」などとし遺言者が公証人及び証人に対し遺言内容を具体的に語ることをしなかったもので口授の要件を備えていなかったとして、遺言を無効とした。

法定遺留分とは

遺言によっても奪えない最低限度の相続分。



直系尊属のみが相続人の場合は $1 / 3$

それ以外の場合は $1 / 2$

ただし、兄弟姉妹には法定遺留分がない。

特別受益とは

被相続人から、

①遺贈

②婚姻・養子縁組のための贈与

③生計の資本としての贈与

を受けた相続人がいる場合、法定相続分どおりに遺産分割すると不公平が生じるため、これを是正するための制度。



贈与の価額を相続財産に加算する（持戻し）

寄与分とは

被相続人の事業に関する労務の提供または財産の給付，被相続人の療養看護その他の方法により，被相続人の財産の維持または増加について特別に寄与をした相続人に対し，法定相続分以上の財産を取得させようとする制度。



寄与分の価額を優先的に相続させる

相続争いを避けるためには

- 遺言書があっても法定遺留分が残る。
→法定相続人を把握し，関係を円満に。
- 相続人間の不公平を解消するための特別受益と寄与分。
- 被相続人の判断能力が低下してから財産を管理していた相続人が横領を疑われる。
→証拠となり得る資料（通帳や領収書）を残しておく。

認知症患者が加害者になる場合

J R 認知症事故訴訟

妻，子らによって在宅介護を受けていた高度の認知症の高齢者が徘徊中，鉄道の駅構内で列車に衝突し，損害が発生した事案。

J R 東海は，高齢者の遺族に対し，列車の遅延等にかかる損害の賠償を請求した。

J R 認知症事故訴訟（第一審）

第一審（名古屋地裁H25.8.9判決）は，高齢者が責任能力を有していなかったと認定した上，妻に対する請求を民法709条により，長男に対する請求を同法724条2項の準用により，全部認容した（720万円）。

J R 認知症事故訴訟（控訴審）

控訴審（名古屋高裁H26.4.24判決）は，妻について，夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待されないとする特段の事情のない限りは精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うものとして，民法714条1項の監督義務者に該当するとし一部認容した（359万円）。

他方，長男については，成年後見の申立てがされた場合には成年後見人に選任される蓋然性が大きかったと推認されるものの，実際には選任されていないことから，監督義務者であったとはいえないとした。

J R 認知症事故訴訟（上告審）

上告審（最高裁H28.3.1判決）は，妻についても，夫婦としての協力扶助義務は抽象的なものであるとして監督義務を否定し，長男についても監督義務者に当たる法的根拠はないとしたが，監督義務者に当たらなくても，日常生活での関わり方によっては，家族が「監督義務者に準じる立場」として責任を負う場合もあるとした。

認知症患者が被害を受ける場合

- 振り込め詐欺
- どんどん売買
 - …高額な羽毛布団などを次々と買わせる。
- 床下換気扇
 - …シロアリ対策に必要と説明して大量の床下換気扇を設置させる。

契約無効を主張する方法

- ①意思能力欠如による契約の無効を主張
- ②公序良俗違反による契約の無効を主張
- ③消費者契約法により不当部分の無効を主張



いずれも、相手方が争う場合は裁判が必要。



裁判では、無効を主張する側が証明責任を負う。



成年後見制度では、契約の取消しも可能。

犯罪被害を防ぐためには

認知症患者が犯罪被害に遭わないよう、
親族が同居して見張る
親族が事後的に契約の無効を主張する
などの対応が考えられる。



親族がいない場合は？
同居が困難な場合は？
親族間に争いがある場合は？
事後的な無効主張が認められるとは限らない

成年後見制度とは

成年後見制度

判断能力が不十分な方々を保護し，支援する制度



法定後見制度

すでに本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見制度

本人の判断能力がある時に将来に備えて契約

成年後見制度が必要なケース

- 訪問販売などで頻繁に物を購入している。
（例）高級布団，床下換気扇，浄水器・・・
- 預金通帳を紛失するなど，自分の財産を適切に管理できていない。
- 福祉サービス等の契約ができない。
- 親族から虐待を受けている可能性がある。

法定後見制度とは

「後見」「保佐」「補助」の3種で，家庭裁判所に申し立てる。

裁判所から選任される「成年後見人」「保佐人」「補助人」が，本人の利益を考えながら，
本人に代理して法律行為をしたり，
本人がした法律行為に同意したり，
本人がした法律行為を取り消したり
するなどして，本人を保護し，支援する。

「後見」「保佐」「補助」の違い

「後見」 判断能力が欠けているのが通常の状態
→ 重度の認知症？

「保佐」 判断能力が著しく不十分
→ 中等度の認知症？

「補助」 判断能力が不十分
→ 軽度の認知症？

申立てをすることができるのは

本人

配偶者

4 親等内の親族

検察官

市町村長

など

制度を利用した場合の制限

医師，弁護士，公認会計士，税理士，司法書士，
弁理士，行政書士などの資格を失う。

会社役員，公務員などの地位を失う。

古物営業，警備業，旅行業，質屋営業など免許や
登録を要する営業ができなくなる

など

成年後見人等に選ばれるのは

本人のためにどのような保護・支援が必要か等の事情に応じて家庭裁判所が選任する。



本人の親族
弁護士
司法書士
税理士
社会福祉士
など

成年後見人等の役割は

本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限定されている。



成年後見人等は，本人の生活・医療・介護・福祉など，本人の身のまわりにも目を配りながら本人を保護・支援するが，食事の世話や実際の介護等は，一般に成年後見人等の職務ではない。

成年後見制度の費用は

申立手数料（収入印紙）	800円
登記手数料（収入印紙）	2600円
連絡用の郵便切手	数千円？
医師による鑑定料	10万円まで？
<u>必要な書類</u> の入手費用	？



戸籍謄本，登記事項証明書，診断書など

申立てから開始までの期間は

申立て

審理（鑑定手続，成年後見人等の候補者の適格性調査，本人の陳述聴取など）

法定後見開始の審判

成年後見人等の選任

審判の確定（法定後見開始）

一定の審理期間を要するが，概ね4か月以内。